

令和5年第1回砂川市議会定例会

令和5年3月8日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 令和5年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武田 真君

沢田 広志君

日程第 2 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 令和5年度砂川市一般会計予算

- 議案第 8 号 令和 5 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第 9 号 令和 5 年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第 10 号 令和 5 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 11 号 令和 5 年度砂川市下水道事業会計予算
 議案第 12 号 令和 5 年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（12名）

議長 水島 美喜子 君	副議長 増山 裕司 君
議員 中道 博武 君	議員 多比良 和伸 君
佐々木 政幸 君	武田 真君
飯澤 明彦 君	増井 浩一 君
北谷 文夫 君	沢田 広志 君
辻 熱君	小黒 弘君

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡 雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井 久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太 英樹
砂川市農業委員会会長	関尾 一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅 克己
病院事業管理者	平林 高之
総務部長	井上 守
総務部審議監	安原 雄二
市民部長	河原 希之
保健福祉部長	安田 貢久
経済部長	中村 一正
経済部審議監	東近藤 人史
建設部長	近藤 恭博
病院事務局長	朝日 紀博

病院事務局次長	山田	基
病院事務局審議監	渋谷	和彦
総務課長	板垣	喬博
政策調整課長	玉川	晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	峯田	和興
指導参考事	小林	晃彦
教育委員会技監	徳永	敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形	譲
--------	----	---

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	井上	守
-------------	----	---

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	中村	一久
-----------	----	----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国	修一
事務局次長	川端	幸人
事務局主幹	斎藤	亜希子
事務局係長	野荒	邦広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
武田真議員。
○武田 真議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして、私からは大きく2点について伺います。

大きな1、老朽化した看護師宿舎等の管理についてであります。市立病院が管理する看護師宿舎及び医師マンションについては、老朽化が著しく、現在は無人の状況です。このため、付近の住民からは景観の悪化等を心配する声が寄せられているところです。砂川市公共施設等総合管理計画によれば、これらの施設は建設後30年を経過しており、大規模改修等の検討が必要な時期を迎えてます。一方、近年市立病院周辺では民間資本によるアパート等の建築が盛んではありますが、周辺自治体と比較し、家賃が比較的高いこと等もあり、職員が市外に住んでいる事例も見受けられます。看護師宿舎及び医師マンションの役割としては、交通アクセスのよい場所に設置することで通勤負担の軽減等による労働条件の改善、職員確保の促進等があるところですが、現状の老朽化した看護師宿舎等については今後どのような考え方で管理していくのか伺います。

大きな2、市民から信頼される市役所を確立するための内部統制制度の導入についてであります。地方公共団体における内部統制制度については、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。）により、監査制度の充実、強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されました。地方公共団体における内部統制とは、平成31年3月、総務省作成の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」によれば、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講ずることで事務の適正な執行を確保することとされています。砂川市においては、これまで経験したことがない超高齢化社会を迎え、今後の市政を取り巻く環境は厳しいものになっていくことが予想されます。このような環境の中、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、これまで以上に適正な事務処理を確保し、市民から信頼される市役所の確立を目指すためにも内部統制制度を導入すべき時期に来ているものと考えます。そこで、次により伺います。

（1）道内の地方公共団体における内部統制制度の導入状況等について。

(2) ガイドラインによれば、地方公共団体における内部統制の基本的枠組みとして、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保することとされていますが、先般発覚した市職員による市税等の横領については、これらの全てのリスクが顕在化したものと理解していますが、市の見解について。

(3) 不祥事の再発防止策として砂川市においても内部通報制度の導入等が検討されているところですが、内部統制制度を導入することにより、内部通報制度等もガイドラインによるところの内部統制の基本的要素の一つと考え、内部統制制度の他の基本的要素と一体として推進することが合理的かつ効果的な不祥事の再発防止策になると考えますが、市の見解について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな1、老朽化した看護師宿舎等の管理についてご答弁申し上げます。

初めに、看護師宿舎につきましては、将来の看護師増加を見込み、賃貸住宅が不足していた状況から、昭和57年12月に鉄筋コンクリート6階建てによる60戸の共同住宅として建設しております。また、医師マンションにつきましては、医療機能の充実を目指し老人専用病棟を開設した際、医師の増員による住宅不足を解消すべく、昭和58年12月に鉄筋コンクリート3階建てによる12戸の共同住宅として建設しております。この2棟の建物につきましては、それぞれ建築よりほぼ40年が経過し、内外装や設備の老朽化が進み、看護師宿舎においてはエレベーターの故障時の部品等が調達できないこと、また医師マンションにおいては給排水管や壁のひび割れ等の劣化が進み、入居者の快適な居住性や安全性が保てない状況となったことから、令和4年3月末をもって供用を終了したところであります。

看護師宿舎及び医師マンションの役割であった人材確保の促進につきましては、近年病院周辺にはアメニティが充実した賃貸マンションが建設されており、市外から当院に就職する職員の多くが入居している状況にあります。特に医師確保対策につきましては、緊急時の呼出し等に即応する必要があることから、病院周辺の賃貸マンションを当院が借り上げることで人材確保対策の促進を図ってきており、これまでのように多額の費用をかけ、共同住宅を建設する必要性が薄らいできていると考えております。

今年度におきましては、今後の在り方を検討するため、全職員を対象とした住宅に関するアンケート調査、また不動産鑑定評価及び大気汚染防止法により義務づけられているアスベスト分析調査を実施しているところであります。この2棟の建物につきましては、現在の不動産需要や市場傾向を考慮しつつ、当院の経営状況や人材確保状況も十分に踏まえ、どのような対応が望ましいか、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

す。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 私から大きな2、市民から信頼される市役所を確立するための内部統制制度の導入についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)道内の地方公共団体における内部統制制度の導入状況等についてであります、地方公共団体における内部統制制度は、平成29年6月9日に公布され、令和2年4月に施行された地方自治法等の一部を改正する法律により法整備されたものであり、もともとは会社法や金融商品取引法の規定により民間企業において先行して導入されていた制度でしたが、人口減少社会の下、地方公共団体の責任領域や自己決定権が拡大していることを踏まえ、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するための地方行政体制を確立することが求められてきたことから、制度化が図られたものであります。この地方公共団体における内部統制制度は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である町自らが組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別、評価し、対策を講じることで事務の適正な執行を確保することを目的としており、地方自治法第150条において都道府県知事及び指定都市の市長に内部統制に関する方針の策定や体制の整備等が義務づけられる一方、本市を含むその他の市町村長については努力義務とされているところであります。道内の地方公共団体における内部統制制度の導入状況等につきましては、総務省が公表した令和4年3月1日現在の地方公共団体における内部統制制度に係る調査結果によりますと、北海道と指定都市である札幌市を除き、旭川市ののみとなっているところであります。

次に、(2)先般発覚した市職員による市税等の横領について、地方公共団体における内部統制の基本的枠組みとして4つの目的が達成されていないリスクが顕在化したものではないかについてご答弁申し上げます。昨年10月に発覚した市職員による市税等の横領事案については、当該職員の公務員倫理に関する意識の欠如が大きな要因ですが、組織的な業務遂行やチェック機能が十分に発揮されていなかったことも要因であると分析しているところであります、内部統制の4つの目的として掲げられている業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守、資産の保全といった目的の達成を妨げるリスクが顕在化したのではないかというご指摘については、顕在化した部分はあるものと考えているところであります。

次に、(3)合理的かつ効果的な不祥事の再発防止策として内部統制制度を導入する考えについてご答弁申し上げます。地方公共団体における内部統制とは、組織内において業務を適切に遂行するためのマニュアル等のルールを整備し、職員一人一人がそのルールに従って業務を遂行することで事務の適正な執行を確保することを目的としているものであり、不祥事の発生防止策としての機能も備わっているものと認識しているところであります。

す。事務の適正な執行を確保するための一つの方法としての内部統制制度の必要性については認識するものの、制度を導入する場合には内部統制に関する方針の策定だけでなく、全序的な組織体制の整備、各部署におけるリスクの洗い出し、マニュアル、業務フローの整備、評価報告書の作成、監査委員による審査を経た議会への提出など、これらの仕組みづくりには様々な角度から検討が必要であり、全国的にも都道府県と指定都市を除き 11 団体と制度導入率が低く、実例も少ないとから時間をかけて調査研究する必要があると考えておりますが、不祥事の発生を未然、早期に把握、是正するための仕組みとしての内部通報制度につきましては昨年 12 月、第 4 回市議会定例会においてご答弁申し上げましたとおり、現在導入に向けた検討を進めているところであります。

内部統制自体は新たな概念や特別なものではなく、一定の範囲で既に通常業務の中に組み込まれており、どの組織にも存在しているものであります。制度化は内部統制の手法の一つであり、目的は質の高い行政サービスを安定的に継続していくことであると考えております。このことから、事務を適切かつ効率的に行うため、法令遵守に対する職員の意識向上や職場風土の醸成を図りながら、まずは職員のスキルアップや各部署におけるチェック体制の強化、事務マニュアルや業務フローの再確認、徹底など、事務の基本に立ち返った地道な取組が先決であると考え、現在取組を進めております。

いずれにしましても、このたびの不祥事での教訓を生かし、失われた市民への信頼回復と再発防止に向け、現在の取組やその効果について改めて検証するとともに、他の自治体における不祥事の再発防止に向けた様々な取組事例も参考に、実効性のある再発防止策について引き続き検討していきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うのですけれども、まず老朽化した宿舎の関係だったのですが、仄聞するところ、かなりの数の病院の職員の方が現在市外に住んでいるという状況を伺っているのですけれども、これらの状況、職員のどのくらいの割合といいますか、数といいますか、この辺の今病院で押さえている市外在住の職員の状況等、詳しい情報があればまずはそこを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 当院職員の市外に居住している状況というご質問です。3 月 1 日現在で当院の職員は 802 人います。そのうち、市内に居住している者は 602 人で 75.1%、市外の人は 200 人で 24.9% で、およそ 4 分の 1 の方は市外に住まわれていると。市外におります 200 人のうち、持家という人がおりますので、その人方が 155 名、全体の 19.3% に当たります。あと、市外で賃貸という人が 45 名おりますので、全体の 5.6%、賃貸 45 人のうち 20 人は既に結婚されている既婚の方でありますて、ご主人の仕事の関係であったりとか、あとは子供の通学や転校の問題等もありますので、残り 25 人、賃貸 45 人のうちの 25 人、この人方はその中にもいわゆるシングル

マザーの方もおりますので、そういう状況になっております。ですので、市外に住まわれている方で未婚の方は全体の3.1%になります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 私は実はもっと少ないとと思っていたのですけれども、かなりの数の方が市外に住まわれて、その経過等は分からぬのですが、もしかしたら、御存じのとおり砂川市内のアパート等の家賃は近隣自治体に比べて比較的高いのかという状況はかつて議会議論でも出ていたと思うのですけれども、そういう状況で最初に住まわれたのが市外のまちで、そこで結婚されて、そのまま他のまちで家族を持たれてという方ももしかしたらいらっしゃるかもしれません、それは統計上は出てこない部分がありますけれども、少なからず結構な数の職員の方が市外に住まわれてしまっているという状況なのかと思うのです。先ほどの答弁を伺っていると、看護師宿舎、医師マンションの役割なのですけれども、アンケート調査等は実施しているということなのですが、この必要性について病院内ではどういう議論をしているのか。もしかしたらもう要らないのだということの方向性なのか、もしくは職員等を確保するためにはこうした施設が必要なのかという、その辺の議論の方向性、必要性の議論はどうなっているのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 1回目でご答弁を申し上げましたが、今病院周辺の賃貸マンションでほぼ全ての人がいろいろな形で住まわれていると。今は看宿も医師マンションも誰も住んでいない。この状況で皆さんは今どこかに必ず入っているということからすると数としてはある程度市内に居住するスペースはあるのだろうということから、昭和57年、8年頃の状況と今の現状は違いますので、病院が改めて多額の費用をかけて大きな共同住宅を建てる必要があるのかというところは、そこは少し違うよねという内部議論はしております。ただ、ではあの部分はどうするのだということで、令和4年度の早い段階で、例えばそこに今の半分ぐらいの共同住宅を建てたらどのぐらいかかるのだろうかという内々の調査はしておりましたが、近年の物価高騰であるとか、そういったことから非常に多額の費用がかかるということが見えてきましたし、そういったものを病院が民間の力を借りて建ててもらったとしても、家賃も相当高くなりそうだし、そこに対して病院も補助しなければいけない。あるいは、空室が出た場合のそこの保障もしなければいけないのでないのかだとか、いろいろな経済的な問題も出てきますので、どうしようかというのは今は引き続き検討するという状況になっております。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 私が気になった一つとしては、付近の住民の方が無人の住宅が、かなり大きな建物がそこにずっとあるのはどうなのだろうという疑問がまずあるのかと思うのです。夜行くと電気も何もついていないという状況で、当然のように人が住んでいない建物はどんどん劣化が加速していくわけなのです。そうしますと、かつてあった豊沼中学校の

ように周辺に住宅がないという状況ならまだしも、近辺に住宅街の中に大きな建物、無人の建物があるのはどうなのだろうということになっていくと思うのです。解体するにしても、恐らくその辺のスケジュール的な部分で議論を加速していかねばならないのかとは思うのですけれども、住宅の必要性についてなのですけれども、今方向性はまだ固まっていないという段階かとは思うのです。必要なのかという議論、もしかしたら必要になるかもしれませんけれども、まだそこまでの議論はやっていないのかとは私も思うのですが、ただ少し気になるのは、先ほど全職員に対してアンケート調査したと聞いたものですから、そうしますと仮にそこに何らかの住宅等、低廉なマンションかは分からぬですけれども、独身寮か何かは分からぬですが、そうしますとかつての在り方とは少し違う方向性なのかということを考えました。

というのは、当時は医師の確保と、あとは看護師の確保が優先課題だったということだとは思うのですけれども、現在は御存じのとおり病院の中に医療職以外の様々な職種の方がいらっしゃいます。私もたまたまいいろいろな話を聞く機会があったのですけれども、そういったコメディカルの若い方が相当数いるわけなのです。若いですから、独身であつたりしたら当然給料もそれほど高くないということで、高級な家賃の高い住宅が確かに病院周辺にはたくさんあるのだけれども、なかなか厳しいと。それだったら、隣のまちの非常に安い二、三万円のアパートに入ったほうがいいのだよねという話も実際あるわけなのです。そうしますと、そういう方が一旦市外に出てしまったら、恐らくは帰ってこない。先ほどの統計ですか、伺っても結構な数の方がよそのまちで結婚されて、そこで子育てもしまって、もう戻ってこないということにもなりかねない。当然それは病院の職員確保の主目的には当てはまらない副産物的な考えでありますけれども、若い方がたくさんいるという中で、しかも市街の一等地、病院からも近いような一等地をそのまま遊ばせておくわけにはいかないとは思うのですけれども、この辺の議論は、昨年ですか、委員会でも報告があったところですが、私はあそこの土地の在り方、職員の住宅の在り方、それは独身寮になるのか、世帯向けのマンションになるかは分からぬですけれども、この辺の議論は来年度以降加速していかねばならないのかと思うのですが、その辺の考え方を改めて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今後の在り方については、引き続き看護師のみに限定するのか、コメディカルを含めてというお話もありましたけれども、いろいろな職種が今は増えていますので、そういったことも踏まえて、病院として建設する必要があるのか、そういったこともありますので、今までの看護師宿舎の代替ということではなくて、いろいろな全職種を対象とした宿舎の在り方、宿舎というか、住宅の在り方については今後とも検討していきたいと思います。

あと、付近の住民の方も空っぽになった建物で不安があるというお話もありましたけれ

ども、我々は今現状では、週1回程度になりますけれども、外壁等の目視チェックでありますとか、施設の管理面でいきますと目視のチェックであるとか、草刈り、それからごみ拾い、冬場であれば雪庇を落としたり、あとは駐車場の除雪をしたりなどもしておりますし、一応警察にもここはもう空きましたということで、防犯上の問題もありますので、そういういったこともあって、あまり不全な管理にならないように今努めているところであります。

いずれにしましても、アンケートもやりまして、その結果も踏まえて今後どういった在り方が一番いいのかということは引き続き検討したいと思ってございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 空き家の管理ということになると思いますので、その辺の管理をしっかりと今後も継続してお願いしたいということと病院内での議論の加速を要望して、大きな1について終わります。

続きまして、大きな2点目の内部統制制度についてでありますけれども、内部統制はどういうものかということについては答弁があったところなのですけれども、私自身の解釈ということなのですけれども、基本的には民間、行政にかかわらず、仕事をするに当たっては様々なリスクはついて回るものかと。例えば民間でも行政でもお金を扱うところであればお金に関する不正が潜在的にある。個人情報を扱うような部署であれば情報の流出等のリスクがある。それは、官民間わずあるのかとは思うのですけれども、こうしたリスクを内部統制という仕組みを使って小さくしていくと。リスクは小さくできてもゼロにはならないのですけれども、仮に何か事が起きてしまったときにそうした被害を最小限にしていくのだという仕組みづくりだと私は大ざっぱに考えております。

そういうことで、砂川市においても先般の不祥事を踏まえてどういう仕組みづくりが必要なのかということで考えてこのような提案をさせていただいた次第でありますが、まず道内の自治体の導入状況ということで、旭川市が法定義務規定ではないけれども、つくられているということと、道と札幌ですか、法律上義務規定ということで導入されていますが、先ほど引用した総務省の報告書を私も見ていきますと、内部統制制度という仕組みとして導入はしていないけれども、今後検討していくのだと、あるいは類似の仕組みについて取り組んでいる自治体もあるように見受けられたのですけれども、この辺の現在市で把握している導入に向けて検討している自治体等を改めて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 1回目のご回答で、総務省が公表しております調査ということで旭川市ののみが制度化をしているというお答えをさせていただきました。他の自治体の動きといたしまして、内部統制の制度化という部分でありますけれども、制度化というところまではしていないですが、道内では岩見沢市、恵庭市、栗山町の2市1町が内部統制に関する方針という形で作成しているところであります、苫小牧市、江別市、北広島市、

石狩市などにおいても、今後のスケジュールまでは明確ではありませんが、先行事例を研究しながら進めていきたいという調査の結果となってございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 内部統制制度自体が確かに自治法には書いていますけれども、条例等のものは必要ないという事務的な部分があるから、そういう部分もあって制度化はしていないけれども、方針、あるいは検討されている自治体があるのかと想像しますし、それぞれの自治体で様々な背景があるのかというのは想像はするところであります。道内の状況については分かりました。

そこで、(2)、(3)について改めてお伺いしたいと思うのですが、先ほども内部通報制度を検討しているのだというお話もあったのですけれども、それ以外にも先ほど、チェックマニュアルですか、という方向も検討されているのかとは思うのですけれども、12月定例会以降、不祥事の再発防止策として具体的にどのような取組を、現時点で進められているものはどのようなものがあるのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 12月の定例会で公金横領の関係についてご答弁申し上げましたけれども、それ以降こういった不祥事、横領事件については二度とあってはならないということでありまして、直ちに再発防止に向けた全庁的な取組としまして公金の取扱いマニュアルを改めて作成させていただきました。これまで公金の取扱いにつきましては、会計規則ですとか、公金収納事務委任規程がありますので、それによりまして現金分任出納員や何かの部分も47名ほどおりますけれども、それぞれ運用してまいりましたが、全庁的な公金の取扱いに係る管理、チェック体制の強化ということで、現金領収書の使用手順ですとか、現金領収書を使用して受領した現金の取扱い、それから釣銭、前渡金などにつきまして改めまして公金の取扱いマニュアルを作成したということであります。1月の常任委員会に私ども報告させていただきまして、それぞれ運用を図っているという状況でございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 前回の12月定例会でも私は研修の強化等も必要ではないかという話をしたと思うのですけれども、今般の事案を受けて研修等について恐らく来年度から変わってくるのかとは想像するのですけれども、例えば現場レベルでの研修、あるいはいわゆるマネジメントですか、管理者層の研修等の方向性も恐らく私は変わってくるかという想像をしていたのですけれども、この辺の研修等の在り方等についてどのように今検討されているのかを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 職員研修の関係でございますけれども、それは令和5年4月から様々な研修を運用していくわけでありますけれども、その中に服務規程、それから公務

員倫理についての意識を高めるものとしまして服務、倫理、コンプライアンスの研修がそれぞれ組み込まれてございますので、そういったものを今現在は強化していくという形で取り組む予定でございます。それから、管理監督者のマネジメント研修、それから能力の向上のためのコミュニケーション研修ですとか、そういったものについても新年度からの分につきましては特に傾注しながら取組をしていきたい。体制を取ろうというところであります。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 先ほどの答弁でもそれらの対策の検証もしていくという答弁があったと思うのですけれども、そうしますとそこまでやる、いわゆるP D C Aサイクルですか、回していくということだと思うのですが、そうしますと私から見るとほぼほぼ内部統制の仕組みになっているのかと見えます。先ほどの答弁でも既存の枠組みの中でこともありますけれども、そこまでセットでやる。公金の関係のマニュアルを整備していくと、研修も強化していくと、さらに途中経過についてもきちんとチェックして検証していくという仕組みがそろってしまっているので、そうしますともう既に実は自治法が予定している内部統制の仕組みがほぼ組み込まれているという状況なのです。ですから、確かに道と札幌市のような大きな自治体の仕組みとは異なるかもしれませんけれども、先ほどあった岩見沢市ですか、方針をつくっているのだということになれば、ほぼ内部統制の仕組みはできているわけでありまして、それを今後やられること、今やられることを一つのパッケージといいますか、枠組みの中で見ていけば砂川市の内部統制ガイドラインがほぼ私は出来上がっているのかと思うのですけれども、この辺、私も道とか札幌市のような大きな波のようなものを整備しろと言うつもりではないのです。それぞれの自治体に見合った形の統制システムが整備されていれば私はそれでいいと思いますし、既存の細々した取組を一つの枠組みの中で整理していけば非常に分かりやすい形で市民の皆様にも砂川市はしっかりと対応しているのだということもお示しできるのかと思っているわけなのですが、この辺先ほどチェックマニュアル、スキル、地道な取組ということで様々な取組が必要だという、これは事務的な部分の仕事の煩雑さが原因で内部統制という形にできないのか、それとも人材の部分なのでしょうか、法務人材がいないから、こうした取組を一つのパッケージとして整備していくことが難しいのか、この辺の砂川市における独自の内部統制の仕組みという形で整備できない阻害している要因は何なのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 1回目の答弁で旭川市ののみが北海道では内部統制制度を持っていると、その答弁におきましてそのほか道内でも検討、あるいは基本方針のみを作成しているという部分としまして岩見沢市の例ですとか、恵庭市の例とかを参考として出させていただきました。これを調べるに当たって、何をもって制度かというのも一つはあるのですけれども、マニュアルですか、業務フローですか、報告書の作成も旭川の報告書を

見させてもらいましたけれども、90ページほどあるのです。90ページの報告書を作ることが業務になって、本来の目的といたしました不祥事の発覚の未然防止であるとか、内部統制につきましてはもともと制度化するには監査の業務の強化というところと併せ持って内部統制の事務方を強化していくという形で制度化されたと私ども認識しておりますので、今私どもが抱えている業務の中でどういったものが先決していけるのかというのをまず十分に把握した中で、あとは議員が言われるような、形にはこだわっていないということでしょうけれども、基本方針の定めであるとか、外部に不祥事の再発防止に向けた取組をしているという宣言をするということですか、そういうものもどういったものができるかということはやっていかなければないと十分認識はしております。

それで、煩雑なのかという部分であれば、今申し上げましたように90ページの報告書を作って、リスクの洗い出しを半年間かけてやってチェックをしたと。ほとんどの場合は、旭川市のチェック項目を見ましたが、チェックがおおむね良好という形にはなるのですけれども、そういうものも含めた中で非常に時間を取りられている感もあります。それから、人材の部分で言いますと、本部長は当然市長になりますけれども、副本部長といいますか、最高責任者といいますか、それが副市長になりますて、それぞれの部長さんが委員等になってくるのですが、マネジメントの関係で各セクトがお互いに、監視ではありませんけれども、チェックし合うということで複数の事務方業務のものが委員として構成していくなければならないということを考えますと、サイズ感としては、私どもの砂川市の部分の人材といいますとまずもって先にやらなければいけないことは公金管理のチェック体制のマニュアルの整備をして、綱紀粛正をしながら意識の醸成を図っていくということが先決だと考えていますので、内部統制制度は進まないということではありませんけれども、今後検討していくというレベルで考えてございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 仕事のための仕事になりがちだというのは私も分からないでもないのですけれども、実は様々な不祥事、この内部統制の経過といいますか、民間から始まったということですけれども、私も見ていきますと、様々な民間も含めて、砂川市も過去に不祥事があったと思うのですけれども、そうした不祥事といいますか、経験が実はきちんと引き継がれていなかったのかという問題意識を持っておりまして、遡ってみれば昔の土地開発公社、あるいはさらにその以前の税務関係の不祥事があったところなのですけれども、それは大体20年ごとの間隔で起きているのです。土地開発公社は平成12年ですか、大体20年ぐらいの間隔で起きているのですけれども、何でそんなパターンなのかと考えてみると、担当者個人の知識、経験が恐らく20年単位で消えていくのかという想像をしております。個人としての知識、経験が途絶えていくのが大体20年ぐらいのサイクルなのかと思っておりまして、つまりは個人としての学習はあるけれども、組織としての経験とか学習というものがきちんと引き継がれていなかったのかと想像しております。先般の事

件も、O Bの方にはそんなことはあり得ないだろうみたいなことを言う人が結構いたとは思うのですけれども、それはきちんとした知識とか情報がきちんと引き継がれていなかつたのかと私は想像します。大体20年ぐらいのサイクルでそうした情報、記憶が消えていくのかという想像をしています。

そういうのをどういう形で残していくのだということになると、個人の引継ぎとかではなくて、組織的なものとして何らかの形できちんと、そういった情報、リスクがどのようなところにあるのか、仕事を進めるに当たってどういう問題があるのかということを組織的に蓄積していくことというのはとても重要なことだと思っておりまして、内部統制制度、民間も含めてこういう話が出てきたというのはそういった不祥事に個人で対応するには限界があると、組織としてしっかりと情報共有しながら対応していくのだというのが恐らく組織のマネジメントの部分に取り入れられた結果なのかと私は思っております。

砂川市においてもマニュアルをつくるのだというのが答弁でありましたけれども、そういったマニュアルをどうやってメンテナンスしていくのだということ、あるいは様々なその他潜在的にはほかにあるリスクをどのようにリスクが顕在化しないようにしていくのだということを考えていけば、仕組み的に内部統制の考え方方は私は非常に重要なのかと思っておりまして、事務的な部分でこの手の仕事を私も何回もやったことがあります。内部監査も、札幌医科大学にいたときだったと思思いますけれども、内部監査が終わった後に今度は包括外部監査だと、私なんかは年がら年中監査の業務をやっていたと、本来業務は文字どおりそっちのけです。担当者は二、三人しかいないのに、監査の業務だけをずっと年がら年中やっているということもあって、一体どうなのだと思ったこともありますが、それは20年前、こうした内部統制の考え方もないし、不祥事再発防止策として監査とかを強化すればいいのだみたいな時代背景があったからかとは思っていますけれども、内部統制の現代的な考え方方は私は合理的かつ単純化することによって組織としての経験を次世代に引き継いでいくという、このように捉えれば非常に合理的な仕組みかと思っております。

今後今の取組を進める中でいろいろ検証しなければならない部分ができるくると思うので、それを踏まえてぜひ考えていただきたいのと、もう一点、昨年の6月の第3回定例会でも私は提言しましたけれども、法務人材が必要ですよね、砂川市に。コンプライアンス等をしっかりとやる担当の方が私は必要だと思います。6月定例会ですよね、コンプライアンスと法務人材の育成を提案したのは。この1年、もう少し遡ってみれば法務人材が砂川市には必要だし、今後様々なコンプライアンスの強化等を考えていく場合、純粋な法務の仕事以外にそうしたことができる人材が私は必要かと思うのですけれども、今の不祥事対策をさらに効果的に進めていくためにも私は必要だと思うのです。この辺のコンプライアンスの強化、あるいは内部統制制度の導入検討に向けて、こうした人材の必要性について市としてどのように考えているのかを伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君 6月の定例会ですか、法務人材の必要性の関係でご質問をいただきましたけれども、繰り返しの答弁になりますが、サイズ感というものが一つ先に出てくると。それで、議員さんが言われるような専任の法務人材が必要だということは十分理解しています。これがあったからではありませんけれども、今専任の係長のほか、副審議監、課長職を置いて、今2名体制で、一部兼務をしてございますけれども、法務の関係に当たれるようにしておりますし、今後も、研修のところでもお話を差し上げましたけれども、数少ない職員の中でどういったことが有効になるものかというものを考えていくながら、まずは20年程度でマニュアルが消失してしまうというものは他の文献とかでもいろいろあるのですけれども、一番最初に見なければならないものというものは前任者がやった後をどう同じくするか、それから何か残してもらったものについてそのとおりやれるかどうかということ十分必要だと考えています。ただ、それがあってかどうかというものは、言われるように検証するものと、今言ったように内部統制制度の仕組みを利用したチェック体制も必要だと考えておりますので、そういうものを複合的に考えながら、法務人材が欠けるとは言いませんけれども、そういうものがなかなか採用できていないという私たちのサイズ感もご理解いただきながら進めていきたいと思ってございます。

○議長 水島美喜子君 武田真議員。

○武田 真議員 民間でもコンプライアンスとか統制制度ということで、積極的に特にそういう人材に絞った採用をしている事例も見受けられますから、そういう仕事に対する需要が増えているのかという世の中の流れも私は感じます。行政は長いスパンで人を育てることができる機関ですから、今の現状の砂川市は法務人材が必要だから、では採用するかとはならない状況でありますから、かといって必要ではないことではないと思うのです。こうした仕事、さらに法律関係のトラブルを巡る仕事等は増加傾向にあるのかと思っていますので、内部で今対応されている状況もありますけれども、しっかりとその辺の方向性を見ながら、人材育成と不祥事対策のバックグラウンドといいますか、それがメインでありますけれども、それを支える人材等の育成も含めて不祥事対策を今後もしっかりとやっていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従いまして一般質問してまいります。

私は大きく1点でございます。昨日も多比良議員からも一般質問として出されておりました北海道電力の関係であります。そこで、一般質問をさせていただきたいと思います。

北海道電力株式会社砂川発電所の廃止についてでございます。北海道電力株式会社では、昨年6月に砂川発電所3号機、4号機について設備の経年劣化が進行していること、またカーボンニュートラルの実現に向けた非効率石炭火力フェードアウトへの対応を考慮して、2027年3月末をもって廃止すると表明し、電力広域的運営推進機関に「2022年度供給計画の変更届出書」を提出してから8か月が経過し、この間には北海道電力株式会社砂川発電所の廃止に伴う影響などを把握するための調査を実施し、結果報告も出されております。その後の対応として市はどのような取組をされてきたのかをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、私から北海道電力株式会社砂川発電所の廃止についてご答弁申し上げます。

北海道電力は、昨年6月に砂川発電所を令和9年3月末をもって廃止すると公表したところでございます。この公表を受けまして、砂川発電所が廃止されるとグループ企業や取引企業のほか、宿泊業、飲食業及び小売業など市内経済に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、砂川発電所の廃止に伴う市内経済等に対する影響を把握するため、商工会議所と協働で北海道電力のグループ企業及び砂川発電所と直接的な取引がある企業に加え、その他影響を受けると思われる企業を対象に北海道電力砂川発電所廃止に伴う市内経済等影響調査を行い、その結果を昨年11月に公表したところでございます。

まず取り組むべきことにつきましては跡地利用であります、調査結果の公表前から北海道電力とは定期的に意見交換を行っており、北海道電力からは、砂川市のまちづくりビジョン等との整合性を図り、市に貢献できることを第一とした上で、収益性や持続性があり、発電所設備を有効活用できることを前提に検討を進めたいと説明を受けているところであります。市といたしましても、令和9年3月の砂川発電所廃止を見据え、北海道及び同じく発電所が廃止となる奈井江町のほか、関係する近隣市町とは必要に応じて情報交換を行っているとともに、流雪溝につきましては砂川発電所廃止後においてもこれまで同様稼働できるよう、既に国と協議を開始したところであります。廃止に伴う市内経済への影響につきましては、北海道電力砂川発電所の廃止に伴う市内経済等に対する懇談会を立ち上げた商工会議所とは、砂川発電所廃止後の影響をできる限り最小限に抑えるため、情報共有を図り、連携して取り組んでいくことを確認しているところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 1回目の質問に対して答弁をいただきました。昨日の多比良議員を通しての砂川発電所の廃止に伴っての答弁と似たような部分ということを含めながら受け止めておきたいと思います。また、今ほど答弁をいただいた部分、私は今回の一般質問を通して、既に昨年7月に臨時会で特別行政報告がありまして、私も質疑をさせていただいております。そのときには大きく7項目についてということで、発電所廃止による市内経済へ

の影響、市のまちづくりへの影響、跡地利用について、さらには冬期の流雪溝利用への影響等、これらを含めて7項目について質疑をさせていただき、答弁をいただいたところであります。また、我々に提示をされておりました特別行政報告の内容についても見させていただいていたわけでありますけれども、今ほどの部長の答弁をお聞きしているとほぼ変わらないような答弁なのかと私は受け止めておきました。

変わったことといえば、この間に市内の経済に対する影響調査等を商工会議所と市が一緒にになってされてきたということと、それと協議もそこそこされてきているということで、このことについては先日の一般質問を通しながら回数等も分かってきたところであります。協議会についてもう少し、深掘りではありませんが、お聞かせいただけないかと思っております。砂川市と北電さんとはいいろいろ協議をされてきているということなのですが、今現在は意見、情報交換という答弁だったのかと思うのですが、それと協議をするということは、昨日もありましたけれども、協議をするスケジュール等ということがあるのかと思っています。今現在は意見、情報交換のような形にはなっておりませんけれども、この後どういう形で協議が進められていくのか。昨日の一般質問を通した答弁と、さらには本日、今朝の新聞報道による記事にも2年程度で方向性を示していきたいといったことも載っておりましたけれども、であれば今後どういう協議のスケジュールとなっていくのか、今までどおり意見と情報交換だけになっていくのか、あるいはもう少し具体的な形で、こういうことが必要だ、もしくは北電さんで提示されている今現在の発電所を有効利用しながらといったこともありますけれども、そういったことを含めてもう少し具体的に出ていくのかどうか、こういったことはスケジュールを決めるときに話をされているのではないかと私は推測しているのですが、まずこのことについて聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 北電さんとの情報交換の内容ということでございます。昨日のご答弁と重複する部分もあるかと思いますが、昨年8月から北海道電力さんとは情報交換ということで3回実施をさせていただいて、今月内に4回目を行うということでございます。これまで行った協議の情報交換の内容につきましては、北海道電力さん及び市のメンバー構成、会議のスケジュール、また北海道電力さんの跡地利用の基本的な考え方、また流雪溝などについて意見交換をしているところでございます。跡地利用の最終的な判断は、最終的には北海道電力さんが判断して跡地利用をすべきというスタンスで私どもはおりますので、対等な立場で跡地利用をそれぞれどうしていこうかということというよりは、北海道電力さんが考えている跡地利用についてその都度、その都度お話を伺いすると、そういう中で、これも昨日お話をしたとおり、砂川市にとっては流雪溝が大事な施設であると、また市内経済等につきましては関連する設備の設置、保守点検等の関連企業さんであったり、市内の宿泊、飲食、小売業といった幅の広い業種に影響を与えるということで、それらへの影響を最小限に抑えていただきたいということをお話をしているところで

ございます。2年後をめどにということでございますので、北海道電力さんとの情報交換ではまだ具体的な跡地利用の話にはなっておりませんけれども、この後の協議の中でそういった具体的なプランが出れば、それはそのときに市のまちづくりとの整合性を図りながら市内経済等への対応策について検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今の答弁をお聞きした中で再度お聞きしたい部分もあるかと思っております。基本的には企業である北海道電力株式会社さんの考え方を含めてになるのかと思っていますけれども、逆に砂川市からもこういった部分ということを今後の協議の部分を含めてしっかりと提案をしていいのではないかと私は思っております。そういう中で、残念ながらと言うのは失礼ですけれども、善岡市長におかれましては4月いっぱいを持って退任ということで、次になられる新しい市長さんの下で北電に対しての考え方を含めて対応がなっていくのかと思っていますので、この大事なときになぜ市長さんは退任するのかという部分で私は非常に思いを持ってはいるのですけれども、本人はもう退任するとおっしゃっていますのであれですけれども、そういう中で一つ一つお聞きしていきたいと思います。

協議をするスケジュール等を決めてきているということは、大体2年程度だとなれば、スケジュールの中にはこの時期にはこういった提案は北電さんからも出されると、もしくは北電さんもこういうスケジュールでこの辺りでこういった提案をしていきたい。そのため今意見、情報交換をしているのですということになるのではないかと私は思っているのです。でも、今の話を聞いていると、先のこともあるからできていない、または話し合いをしていないから話ができないのかとも思っておりますけれども、こういったところで今一度お聞きしておきたいと思います。先ほど話したように、今年は改選期であるということで、新しく市長さんが替わってくるとなると、正直部長も今年度で終わるという形があるのかと思っているのですけれども、そうするとこの辺の協議の継続性というのは次の新しい市長の下での形になるのだろうと私は思うのですけれども、この辺を継続するためには今からそれを継続するための準備ということもあっていいのかと思うのですけれども、この辺の協議の継続性ということについては今までどおりしっかりと継続していくということになるのかどうか、この辺を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 先ほどご答弁申し上げた会議のスケジュールということにつきましては、おおむね二月に1回程度の情報交換の場を設けましょうということのお話でございます。また、継続性ということでございますが、それはもちろん、4月以降といいますか、2年後の具体的な案、そして4年後の廃止に向けては継続性をもって北海道電力さんとは情報交換または協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 しっかりと、大切なこともありますので、継続性を持って、協議も含めて砂川市にとっていい方向になることをお願いしたいと思います。そこで、2年程度である程度示していきましょうということなのですが、そもそも昨年6月に北海道電力さんではニュースリリースで砂川の発電所3号機、4号機を廃止しますという話があつて、その後7月の臨時会で特別行政報告がありました。今回の定例会を通して、2年程度で方向性を示しましょうということなのですけれども、今回の定例会を軸にこれから2年程度で示しましょうということでいいのか、もしくは昨年の6月の時点から、あのときに私が質疑したときに担当から二、三年ほどという話と、それと他の議員さんが質疑したときに市長から2年程度で方向性がきちんと示されなければ砂川市への影響とか今後の対応も難しいでしようみたいな答弁をされていたということがあったものですから、この辺2年程度というのはどのぐらいのところまでが2年程度となるのか、確認も含めて聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 昨年7月の臨時会で2から3年ということでございます。今北電さんとの話し合いで、この段階から2年程度ということでございますので、2年後の今の時期をめどに具体的な案については方向性を示していきたいということでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今から大体2年程度ということで、この後2年後なのだということは分かつてまいりました。そこで、北電さんといろいろな協議をしていくという部分であるのですが、どうしても今は意見、情報交換という協議ということのせいか、私的には受け身的な状況にあるのかな、もう少し能動的にという思いがあるのですが、ただ、今の状況がこういうことで致し方ないのかとは思うのですが、そこで協議に参加されている市の職員の皆さん方においてもしっかりと把握されているのではないかと私は思っているのですけれども、北海道電力さんの場合、北電グループ経営ビジョン2030、さらには北電グループ2050、カーボンニュートラルを目指してといった部分の方向性を出しながら、今後の北海道電力の在り方も含めてホームページも通しながら公表されております。もちろんその中には詳しく書いているところもあれば、今後のいろいろな経済情勢を含めながらというところもあるのですが、もちろん今回のこの協議に入られている方たちはその辺の北海道電力さんの考え方も含めてしっかりと熟知しながら、もしくはしっかりと見ながら対応していると私は受け止めているのですが、この辺りはどういう形になっているのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 北海道電力さんとは打合せ、情報交換の場を設けているとご説明しているとおりでございまして、その中では国の脱炭素の考え方であったり、また地域の電力会社にとっての、北海道でいうと北海道電力さんの火力発電所の中でも国内炭を使

用している、奈井江は既に休止しておりますが、砂川発電所については、カロリーといいますか、そういうのが海外炭より劣るといいますか、少ないので、その部分は廃止をしなければならない。また、設備の老朽化等の部分についても説明を受けておりまして、そういう説明の中で致し方ないという判断をさせていただいたところでもございますし、また北海道電力さんが公表しているビジョン、資料を全て把握しているわけではございませんが、情報交換の場でお話を伺いしているというところでございます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁いただきましたけれども、聞いていると何となく北電さんのグループ経営ビジョン2030とか、カーボンニュートラルを目指してというホームページに公表されている部分もあまりしっかりと熟知していないような気がするのです。私は一通り見て、正直全部が全部熟知、把握するのは難しいかもしれませんけれども、一通り見させていただいている。そういうことを通しながら、将来北海道電力さんの考え方はこういうことがあると砂川のこの関係、廃止によっての今後の在り方も、こういったことも念頭に入れながら、必要になってくると私は思っているものですから、できたら、今からでも遅くありませんので、少なくとも公表されている北海道電力さんのビジョン、カーボンニュートラルについての考え方等も把握していただきたいということでお願いしておきたいと思います。

そこで、協議会の話ばかりをしておりましたけれども、具体的なところで確認も含めながらお聞かせいただきたいのですが、今回砂川発電所の跡地ということで、発電所の跡地というばかりで、どうしてもそこに目がいってはいるのですけれども、確かに発電所の跡地はあります。しかし、そのほかにも北海道電力さんの社宅と言わされたところもあります。そして、私は北電の貯水池だと思っていたのですけれども、地図を見ると東圧貯水池にもなっているのですけれども、ああいった貯水池も含めて北海道電力さんも絡んでいるのではないかと思うのです。こう考えたら、跡地として全体をどういう受け止め方をしながら今後どういう話をていこうとしているのか、その考え方というのがあれば聞かせていただきたいと思うのですが。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 北海道電力砂川発電所の跡地利用ということありますので、発電の施設、設備はもちろんでございますが、今議員さんおっしゃったとおり、寮が2棟あって、そのほか社宅、また吉野の変電所のところにも社宅がございます。北海道電力さんからは、昨年8月に砂川発電所さんに対して調査をした回答の中では、社宅、寮については今後検討する課題となるというお答えを頂戴しているところでもございます。跡地利用ということでありまして、こちらにつきましては先ほど、何回もご答弁申し上げますが、最終的には北海道電力さんの判断ということではございますが、跡地利用の中で市のまちづくりに関わってくる可能性があるという部分につきましては、廃止前の情報交換の場で

それぞれの施設、設備、それは社宅であったり、寮であったり、それも含めてどういった廃止後の対応になるのかは事前に確認をしたいと思っておりますし、その中で市のまちづくりへの対応が必要になる部分がもあるのであれば、それはその都度検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 北電社宅の関係も今答弁いただきました。そこで、ここは関連あるのですけれども、私はここは北電の所有地ではないかと思っているのが、今現在は砂川でいうと砂川市8号線、砂川と奈井江の境目の道路の砂川側、北電の社宅が今現在あるところの空き地になっているところ、以前はあそこに北電のアパートもあって、社宅もあったところ、見たら普通に更地になっております。更地の辺りも北電の所有地と、今現在も所有地ということで受け止めておいていいのでしょうか。もし分かっているのだったら、聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今北海道電力さんが所有する砂川市内の土地、施設等を全て把握しているわけではございませんので、この後の情報交換の場などを通してこの部分については把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 説明を受けてから把握するのではなくて、事前に北電の所有している土地がどこぐらいにあるのかぐらいは、せっかく協議しているのですから、申し訳ないけれども、事前に知っておいてください。あそこの更地は、見たら広大なのです。何もないところに何かやろうとするとできるところなのだと私は思っていますので、発電所の跡地だけがどうしてもクローズアップ、メインに向いていますけれども、今ある社宅のところもあれば、社宅があったところの更地のところもあるし、場合によっては貯水池といったところもありますから、そういったところも含めながら、これは砂川市のまちづくりに大きな影響があるのかと思っていますので、この辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、これは関連してくる部分で、先ほど継続性を持ってやっていきますということなのですが、今現在は経済部で担当しておりますけれども、脱炭素だとか、いろいろな関連でいくと横断的になってきている部分があるかと思うのです。ただ、これについては恐らく改選後の次になられた市長さんの下での考え方も出てくるのかと思うのですけれども、私は今の段階からでも、今やっているのは経済部だけれども、横断的な部分があれば、それに合った部署、プロジェクトチームという、仮称ですけれども、そういうことも私は必要なのではないかと思うのですが、この辺の考え方はいかがなのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今情報交換の場に出席しているのは副市長以下、総務部、経済

部ということでございますが、昨日のお話でもありましたとおり、流雪溝の件になりますと建設部でありますし、また脱炭素というお話になりますと市民部という部署も関連としてくるのかとは考えておりますので、今時点ではこのような体制でお話しをさせていただく。また、必要に応じて組織的な部分については検討する必要があるときも来るとは考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後のことを含めて答弁いただきました。北海道電力砂川発電所3号機、4号機の廃止は砂川にとっては今後の将来においても大変な影響のあるものと私は思っておりますので、より一層いい知恵が出されて、そしてしっかりととした対応ができるような部署といったことを求めていきたいとお話をされておきたいと思います。

それで、今回は廃止についてということなので、一般質問でありますので、私からも少し考え方と提案的な部分でお話をさせていただきたいと思っております。残念ながら砂川発電所3号機、4号機、石炭火力発電所でありますけれども、老朽化、経年劣化の関係も含めて廃止ということで、これは致し方のないことなのかと受け止めてはおりますが、しかし今後の北海道電力さんとの協議の中には跡地には熱源を発生する、要するに作り出すような施設ということを私は強く必要であると求めておきたいと思います。熱源の利活用といったことがありますので、これはもちろん石炭から違う形でも熱源を作り出す発電所といったことができることによって温排水の利用ができていくのかと思っていますが、もちろん現在の流雪溝も通常どおり使うことになるでしょうし、さらに私は今後の農業利用だとか、例えは温水プールなど、いろいろなことが知恵を出しながら考えられてくる部分が多くあるのかと思っていますので、今ある発電所をさらに活用していきたいというお示しもある中でありますので、それに係る研究施設とか実証発電所の設置といったことが私は望まれるかと思っています。

そういう中で、空知は産炭地、石炭の活用がされた。まさに石炭が重要視されている地域であるということは私も思っておりますし、大変大切なことではありますが、この先将来を見据えたときに構造的な転換といったことの考え方というのも必要になってくるのかと思っております。その構造的な転換の一つには、先ほどお話をしたように北電の2030年のビジョンだとか、2050年のカーボンニュートラルの関係の中にも若干記載もされておりますけれども、さらには国でも令和4年12月13日に水素政策小委員会、アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会合同会議中間整理案というものも出されてきておりまして、水素、アンモニアの利用での発電といったことが私は一つの、先ではあるかもしれないけれども、将来として重要な部分なのかと思っています。そこに砂川発電所の発電施設もさらに活用しながらという北電の考え方がある中で、そういうものにもできれば私は方向的にいいことなのかと思っています。

2030から2050年には水素、アンモニア利用による発電開始、発電所の混焼、要

するに混ぜて燃やす、そしてもちろんそれを専門として焼く、専焼といった部分が先ほど話したように国の今後のイメージということでありましたので、この辺りは大いに活用できないのか。さらには、2050年時点にはアンモニア火力発電所の専焼化といったことの拡大を目指すというのも国のイメージの中にありましたので、そういったことを考えると、今まさに砂川の発電所を上手に活用しながら、そういった新しい施策、要は脱炭素の関係から出てきているのかと私は思っておりますけれども、そういったことの考え方をしつかり持っていただきたい。

そして、北海道電力さんと協議するときにはそういったところも考えていただきたいと思っていますし、それとアンモニアのお話をすると、これは2021年12月23日に国が第6次エネルギー基本計画ということの関係から、砂川には北海道三井化学という会社がありまして、ここは母体が三井化学株式会社であろうと思うのですけれども、三井化学の会社を含めながら、4社でクリーンアンモニアの安定的な確保に向けてといった方向性を出しながら協議をされるということも出されてきております。アンモニアの関係で製造とかが必要であれば、場合によっては私は北海道三井化学がその担い手になれると思っておりますので、ある部分では北電さんでもうたっているように、電力供給のためには北海道電力という会社はもちろん、地域の自治体、それに関わる企業といったところが連携しながらやっていくといった考え方も必要であるとなっておりますので、そういった部分で私はぜひ今後北海道電力さんとの協議の中で提案とかをされるときがあったら、こんなことも考えてほしいと思っているのですが、これは恐らく部長にお話をしても専門的に、私も専門外でありますけれども、そんな思いを私は持っていますけれども、そういったことについて何か考えがあれば聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 砂川発電所の跡地利用ということでございまして、今議員さんおっしゃられたとおり、三井化学という会社が隣接してございます。そのほかにも市内企業さんがございます。市内も含めて空知等で、この近隣でどのような資源があるか、またその資源を北海道電力さんの跡地利用にどの程度有効に活用していただけるのかということにつきましてもこの後の協議の中でお話を出して、砂川市内、また空知の資源という部分については情報交換させていただきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ぜひ努力していただきたい。国もこういう形の動きがあります。流れがあります。それと、北海道電力もこういうビジョンを持っています。全て一連の流れの中にあるように私は受け止めております。そういう流れの中で、それでは砂川発電所廃止に伴って跡地も含めてどういう形がいいのだろうかといった部分も、できればそういった先のものも見据えながら、しっかりと私は検討、協議していただきたいと。これについては恐らく改選後の新しい年度からの動きとしてなってくるのかと私は推測しますが、ぜひ

今からでもそういったことを考えていただきたいと思っています。

続いてなのですから、商工会議所と市が一体となって市内経済の状況把握ということでアンケート調査もされました。そこで、1点、砂川市はいいのです。砂川市に住んでいる方、もしくは砂川に住んでいて近隣に会社を持っている方がいるのです。できたら少し幅を広げて、近隣の自治体にある会社とか、そこで働いている方といったことも私はできたら把握してほしい。私の知っている方でも隣のまちで会社をやっていますけれども、住んでいるのは砂川ですとか、あとお話をしているときにあったのが、私の勤めている会社は北電砂川発電所に保守点検で入っているのだけれども、なくなるとなったら今から社長はそろそろやめようかと言っているところがあって、私は若いのにもう次の仕事を探しに行かなければいけないといった声もありました。じかの話ですとそういったことがありましたので、ぜひ何がしかの手立てを取りながら、近隣であっても砂川市に住んでいる方たちも働いていたり、会社を持ってたりもしますから、そういった人方の把握もしながら、どんな状況か。そして、それによっては、昨日の答弁の中では経済的損失は約13億ほどとありますけれども、もっと増えるのだろうと私は推察しますので、そういった把握は必要だと思いますが、このような考え方についていかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 商工会議所の懇談会が立ち上がったのが1月ということでございます。立ち上がりましてすぐ会議所にお伺いをしまして、連携関係の確認というのはさせていただいております。この懇談会と市との情報交換の場というのまだ設けておりませんが、今後そういう場が設けられるということになろうかと思いますので、今議員さんおっしゃられたとおり、市内の事業所、また近隣のという部分については市内の経済団体等との情報交換の中でお話を出して、必要であるというのであればその部分も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 必要であればではなくて、前向きに能動的にやっていただきたいと思っています。たまたま私は一例で出していますけれども、砂川市以外の会社に勤めている方はもっと私はいると思います。石炭を運搬するときのトラックを持っている会社関係だって、そこの会社がある地元の人だけではなくて、砂川に住んでいる人だって運転手でいるではないですか。そういうことを広げていく、さらに広がっている部分をしっかりと把握する。それは必要があればではなくて、積極的に能動的に先んじて私はやっていただきたいということをお話ををおきたいと思います。

質疑としては最後です。これは北海道電力株式会社というよりも、今北電さんは送電線の関係は完全に分離して、北海道電力ネットワーク株式会社となってきております。これは私の思いの部分もあるかもしれません、砂川発電所が廃止になると建物を国道12号線から見ると、発電所から送電線が来て、砂川発電所は国道12号線から西側、石狩

川寄りにありますよね、砂川と奈井江の境目ぐらいなのですからけれども、そこを今度国道12号線を渡って、函館本線を渡って奈井江側に少し入ると、あそこから砂川の変電所側に延びる送電線と奈井江方面に向けていく送電線がある。私は、ふと思ったときに、砂川発電所が廃止になったら、この送電線はどうなるのだろうという思いがありました。ただ、今は完全に北海道電力ネットワーク株式会社、送電、配送の部分で分離した会社になっているので、どうこうと言っても答えられる部分はないかもしれません、砂川発電所が廃止になります。しかし、それに関連する部分で送電線、さらには北海道電力ネットワーク株式会社の中に入っている変電所、砂川変電所もあります。そういったところが将来どうなるのだろうと私は危惧しています。

もしこれがなくなってしまったら、皆さん御存じでしょうか、送電線の線の下は構造物がないのです。恐らく法律か何かがあるはずなのです。ですから、例えば砂川でいたら吉野ニュータウンなんかを見ると送電線が斜めに横切ると、その下は建物がないというか、建っていないのです、住宅も。ですから、そういういろいろなものがなくなったときに、例えば団地一つの中に空地があって、ここはどうなっていくのだろうといったまちづくりに関連してくることがあるのかと私は思っております。砂川発電所のことだけではなくて、いろいろなことに波及するといろいろな影響、または関連があるのだと、改めて私自身は砂川発電所の煙突も見ながら思いをはせております。私の思いでお話をしておりますけれども、こういった私の考え方もありますが、部長として何か考えがあれば最後に聞かせていただけないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 跡地利用ということで今情報交換をさせていただいております。繰り返しの答弁になろうかと思います。9年3月末をもって廃止になると、調査した結果も公表していますが、13億円を超える取引が現在あると、また250名程度、家族を含めるとそういう方が関連企業の人口であるということの影響は大きなものがあろうかと思います。今は市の担当も総務部、経済部が中心となっておりますが、これもそれだけでいいのかどうかという議論もありますし、また商工会議所には確認を取っているということでございますが、他の経済団体なり関係する団体がもしあれば、そういう団体も含めて対応していかなければならないということでございますし、4年後ではございますが、具体的な方針が出る、方向性が出るのが2年後でございます。2年といえばすぐ来るような時間でございますので、またそういったことも念頭に置きながら北電さんとは協議、情報交換を進めてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前1時42分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

- ◎日程第2 議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算

○副議長 増山裕司君 日程第2、議案第13号 砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について、議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算の12件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 私から議案第13号から第16号までについてご説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第13号 砂川市個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてご説

明を申し上げます。

制定の理由は、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてでありますと、これまで当市における個人情報保護制度については、砂川市個人情報保護条例に基づき運用しておりましたが、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から法律の規定に基づき全国共通のルールの下、運用されることになったことから、条例を廃止し、法律から委任された事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定ですが、11条立てで構成されており、第1条から順次ご説明を申し上げます。規定内容につきましては、条文の要旨を説明させていただきます。

第1条は、趣旨の定めであり、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとすると定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例で使用する用語を法及び法律施行令で使用する用語の例によるものとし、実施機関を市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者と定めるものであります。

第3条は、個人情報取扱事務の届出の定めであり、実施機関が個人情報取扱事務を開始する際の市長への届出義務及び届出事項を市長が閲覧に供する義務を規定するとともに、個人情報ファイル簿に係る事務及び人事に係る事務について適用しないと定めるものであります。

第4条は、開示請求の手数料等の定めであり、開示請求の手数料を無料とし、写しの交付を受ける者に対して当該写しの交付に要する費用の負担を求めるものであります。

3ページを御覧願います。第5条は、開示決定等の期限の定めであり、保有個人情報の開示請求から開示決定等までの期限、事務処理上の困難その他正当な理由があるときにおける開示決定等の期間の延長及びその手続を定めるものであります。

第6条は、開示決定等の期限の特例の定めであり、開示に係る保有個人情報が著しく大量で事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例及びその手続を定めるものであります。

第7条は、訂正決定等の期限の定めであり、保有個人情報の訂正請求から訂正決定等までの期限、事務処理上の困難その他正当な理由があるときの訂正決定等の期限の延長及びその手続を定めるものであります。

第8条は、利用停止決定等の期限の定めであり、保有個人情報の利用停止請求から利用停止決定等までの期限、事務処理上の困難その他正当な理由があるときの利用停止決定等

の期間の延長及びその手続を定めるものであります。

4ページを御覧願います。第9条は、審査会への諮問の定めであり、実施機関が砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する砂川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるものを、第1号として、この条例を改正し、又は廃止しようとする場合、第2号として、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合、第3号として、前2号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合と定めるものであります。

第10条は、運用状況の公表の定めであり、市長は、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、毎年度市民等に公表すると定めるものであります。

第11条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めると定めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市個人情報保護条例の廃止であり、砂川市個人情報保護条例は、廃止するものであります。

第3項、第4項は経過措置であり、廃止前の砂川市個人情報保護条例に掲げる実施機関の職員及び当該実施機関から委任を受けた事務従事者が廃止前の旧条例の規定による職務上、または個人情報を取り扱う事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務について、また旧条例に規定する自己に関する旧個人情報の開示、訂正、削除及び利用停止については、従前の例によるものであります。

第5項は、砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正であり、第7条は画像の管理及び保管の定めであり、第7条第1項中「砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改めるものであります。

第8条は、目的外利用及び提供の定めであり、第8条第1項第1号中「個人情報保護条例第6条」を「法第69条第2項」に改め、同項第3号中「個人の生命、身体若しくは財産の安全を確保する」を「人の生命、健康、生活若しくは財産を保護する」に改めるものであります。

続きまして、7ページを御覧願います。議案第13号附属説明資料、砂川市個人情報の保護に関する法律等施行細則についてご説明を申し上げます。

第1条は趣旨の定め、第2条は個人情報ファイル簿の様式の定め、第3条は個人情報取扱事務の届出の定め、第4条は開示請求書等の定めであり、第5条から第7条までは開示決定等及びその期限に関する通知の様式について定めるものであります。

8ページを御覧願います。第8条は事案の移送に関する手続等の定め、第9条は第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続の定め、第10条は保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法の定めであります。

9ページを御覧願います。第11条は開示の実施方法等の申出の定め、第12条は写しの交付及び送付に要する費用の定めであり、保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、白黒1枚につき10円、カラー1枚につき50円、電磁的記録媒体により複製を作成する場合及びその他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合は実費とすると定めるものであります。

第13条は訂正請求書等の定めであり、第14条から第16条までは訂正決定等及びその期限に係る通知の様式について定めるものであります。

10ページを御覧願います。第17条は事案の移送に関する手続等の定め、第18条は保有個人情報の提供先への通知の定め、第19条は利用停止請求書等の定めであり、第20条から第22条までは利用停止決定等及びその期限に係る通知の様式について定めるものであります。

11ページを御覧願います。第23条は審査会への諮問の定め、第24条はその他の定めであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この規則は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市個人情報保護条例施行規則の廃止であり、砂川市個人情報保護条例施行規則は、廃止するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、砂川市情報公開条例に規定する砂川市情報公開審査会及び砂川市個人情報保護条例に規定する砂川市個人情報保護審査会を統合し、審査請求及び個人情報保護制度の運用に係る調査審議を併せて取り扱う諮問機関を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてでありますと、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、砂川市個人情報保護条例を廃止し、新たに砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するに当たり、審議内容に類似する部分が多く、委員構成も共通している既設の砂川市情報公開審査会と砂川市個人情報保護審査会を統合し、砂川市情報公開・個人情報保護審査会として新たに設置するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定でありますと、16条立てで構成されており、第1条から順次ご説明申

し上げます。規定内容につきましては、条文の要旨を説明させていただきます。

第1条は、設置の定めであり、情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取り扱いの確保について調査審議するため、砂川市情報公開・個人情報保護審査会を置くと定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、諮問庁を砂川市情報公開条例規定により審査会に諮問をした実施機関、個人情報の保護に関する法律の規定により審査会に諮問した実施機関、個人情報の保護に関する法律の規定により審査会に諮問した実施機関、砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の規定により審査会に諮問した議長、公文書を情報公開条例に規定する公文書と定めるものであります。

第3条は、所掌事項の定めであり、審査会は市長の附属機関として設置されるものであります、市長以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものとし、情報公開条例、個人情報保護に関する法律及び市個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、調査審議すること並びに議会個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、調査審議することを所掌事項として定めるものであります。

第4条は、組織の定めであり、審査会は、委員5人以内をもって組織すると定めるものであります。

第5条は、委員の定めであり、委嘱、任期、守秘義務を定めるものであります。

3ページを御覧願います。第6条は、会長の定めであり、会長の設置、選任方法、職務代理を定めるものであります。

第7条は、会議の定めであり、審査会の招集、定足数、議決を定めるものであります。

第8条は、審査会の調査権限の定めであり、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めるもののほか、必要な調査を行うことができること等、適切な判断をするために必要となる審査会の権限を定めるものであります。

第9条は、意見の陳述等の定めであり、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会を求めることができる権限を定めるものであります。

第10条は、意見書等の提出等の定めであり、審査請求人等が審査会に対し意見書を提出することができると定めるものであります。

4ページを御覧願います。第11条は、提出資料の写しの送付等の定めであり、審査請求人は審査会に提出された意見書、または資料の内容が分からなければ適切な反論等を行うことができないため、当該意見書、または資料の送付や閲覧を求めることができると定めるものであります。

第12条は、審査請求に係る調査審議手続の非公開の定めであり、審査請求の調査審議の手続は、公開しないと定めるものであります。

第13条は、答申書の送付等の定めであり、諮問庁は、答申書の写しを審査請求人及び

参加人に送付し、答申の内容を公表すると定めるものであります。

第14条は、意見の聴取等の定めであり、調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができると定めるものであります。

第15条は、庶務の定めであり、審査会の庶務は、総務部総務課と定めるものであります。

第16条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、調査審議の手続きに必要な事項は、会長が審査会に諮って定めると定めるものであります。

5ページを御覧願います。附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、別表の区分を改めるものであります。

第3項は、経過措置であり、この条例の施行日前に、情報公開条例の改正前の砂川市個人情報保護条例の規定によりされた諮詢のうち、調査審議を終えていないものは、従前の例によるものであります。

第4項は、準備行為であり、審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができるものであります。

第5項は、委員の任期の特例であり、施行後、最初に委嘱する委員の任期は、令和6年3月31日までとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者に対し平常時にも避難行動要支援者に同意を得ることなく名簿情報を提供することができるよう必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者名簿情報の平常時における外部への提供については本人の同意が必要であります。条例に特別の定めがある場合には本人の同意を必要とせずに外部へ提供できることとなっており、本市においても砂川市個人情報保護条例に規定する砂川市個人情報保護審査会の意見を聴いて外部への提供を行っているところであります。今般個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、市町村が審査会等の意見を聴くことにより個人情報を外部へ提供することが認められなくなったことから、これまでと同様の提供を行うため、本条例の制定により対応しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例であります。8条立てで構成されており、第1条から順次ご説明

申し上げます。規定内容につきましては、条例の要旨を説明させていただきます。

第1条は、目的の定めであり、災害対策法基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し、本人の同意を得ることなく平常時にも名簿情報を提供することとその他の必要な事項を定めることにより、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護することを目的とすると定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、避難行動要支援者を災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するとして砂川市地域防災計画に定めるもの、避難支援等を避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の生命、身体を災害から保護するために必要な措置、避難行動要支援者名簿を避難支援等を実施するための基礎とする名簿、避難支援等関係者を避難支援等の実施に関わる関係者として地域防災計画に定める者、名簿情報を避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報と定めるものであります。

第3条は、名簿情報の提供の定めであり、市長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者が拒否を申し出た場合を除き、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対して名簿情報を提供するものとし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、生命、身体を災害から保護するために必要と認めるときは同意を得ることなく名簿情報を提供することができると定めるものであります。

第4条は、名簿情報に係る管理状況の報告等の定めであり、市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認するため、報告を求め、または検査することができると定めるものであります。

3ページを御覧願います。第5条は、名簿情報の漏えいの防止のための措置の定めであり、名簿情報被提供者は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずると定めるものであります。

第6条は、利用及び提供の制限の定めであり、名簿情報被提供者は、避難支援等の目的以外に名簿情報を利用し、または提供してはならないと定めるものであります。

第7条は、守秘義務の定めであり、名簿情報被提供者、もしくはその職員その他名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者、またはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと定めるものであります。

第8条は、委任の定めであり、この条例の施行に必要な事項は、規則で定めると定めるものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、5ページを御覧願います。議案第15号附属説明資料、砂川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定めであり、第2条は定義の定め、第3条は名簿情報の提供に係る拒否の申出等の定め、第4条はその他の定めであります。

附則として、この規則は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川市情報公開審査会に係る規定を削り、開示決定等の期限の特例を定めることにより個人情報の保護に係る取扱いとの整合性を図るとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市情報公開条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては5ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は目的の定め、第3条は実施機関の責務の定め、第4条は利用者の責務の定め、第5条は公文書の公開請求権の定めであり、「公開」を「開示」に改めるものであります。

第6条は、公開請求の手続の定めであり、見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開」か2を「開示」に、「次の各号」を「次」に改めるものであります。

6ページを御覧願います。第7条は、公文書の公開の決定の定めであり、見出し中「公開」を「開示」に改め、第1項中「公開請求」を「開示請求」に、「の翌日から起算して14日」を「から15日」に、「公開又は全部の非公開」を「開示又は全部の不開示」に、「公開決定」を「開示決定」に改め、第2項及び第3項中「公開」を「開示」に改め、第4項中、その期間の次に「30日以内に限り」を加え、「公開」を「開示」に改め、同条の次に次の1条を加えるものであり、第7条の2は開示決定等の期限の特例の定めであり、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

第1号として、この条の規定を適用する旨及びその理由、第2号として、残りの公文書について開示決定等をする期限と定めるものであります。

7ページを御覧願います。第8条は、公文書の公開義務の定めであり、見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求があったときは、開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「を公開」を「を開示」に改め、第1号中「識別できる」を「識別することができる」に改め、同条イ中「身体」を「健康、生活」に改め、第2号中

「公開」を「公に」に改め、第3号ただし書中「身体」を「健康、生活」に改め、第4号中「公開」を「公に」に改め、「人の生命、身体又は財産の保護」を削り、「、捜査その他公共の安全の確保」を「その他の公共の安全」に、「が生ずるおそれのある情報」を「を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に改め、第5号中、改正部分は8ページになりますが、損なわれるおそれの次に「、不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」を加え、第6号中「エ」を「オ」とし、「ウ」を「エ」とし、イの次にウとして、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ」を加えるものであります。

第9条は、公文書の一部公開の定めであり、見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開を」を「開示を」に改めるものであります。

第10条は、公益上の理由による裁量的公開の定めであり、見出し中「公開」を「開示」に改め、同条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開する」を「開示する」に改めるものであります。

第11条は、公文書の存否に関する情報の定めであり、第11条中「公開請求」を「開示請求」に、「非公開」を「不開示」に、「公開する」を「開示する」に改めるものであります。

9ページを御覧願います。第12条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の定めであり、「公開」を「開示」に改めるものであります。

第13条は、公文書の公開の実施の定めであり、「公開」を「開示」に改めるものであります。

10ページを御覧願います。第16条は、不服申立てに関する手続の定めであり、「砂川市情報公開審査会」を「砂川市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する砂川市情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものであります。

第17条は、諮問をしたときの通知の定めであり、「公開」を「開示」に改めるものであります。

第18条は、第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続の定めであり、「次の各号」を「次」に改め、「公開」を「開示」に改めるものであります。

11ページを御覧願います。第19条から12ページの第25条までを削るものであります。

第26条は、情報の提供の定めであり、「公開」を「開示」に改め、同条を第19条とするものであります。

13ページを御覧願います。第27条は、実施状況の公表の定めであり、「年1回」を「毎年度」に、「公文書公開」を「公文書の開示」に改め、同条を第20条とするものであります。

第28条を第21条とするものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第17号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市立病院における臨床研修医師を職員として定数に加えるなど、増員による職員定数の見直しを行うことにより医師確保対策及び診療体制の充実を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第7号の市立病院の職員定数について825人を40名増員し、865人に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から議案第21号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い出産育児一時金の金額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてであります。今回の改正は出産育児一時金の額について近年の出産費用の状況を踏まえ、改正するもので、本年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法施行令で規定する出産育児一時金の支給額が現行の40万8,000円から48万8,000円に改正され、産科医療補償制度掛金を含めた総額が42万円から50万円とされたことから、改正するものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後

となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第8条は、出産育児一時金の定めであり、第1項本文中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第7号 令和5年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,500万円とするものであります。この予算は、令和4年度予算と比較しますと6億7,500万円の減となり、対前年度比で5.1%の減となったところであります。

第2条は、債務負担行為であります。9ページ、第2表、債務負担行為に記載のとおり、電算システム機器購入について期間を令和5年から令和9年まで、限度額を5,461万6,000円、し尿処理運搬委託について期間を令和5年度から令和11年度まで、限度額を1億3,044万円と定めるものであります。

第3条は、地方債であります。10ページ、第3表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下6件について限度額を合計5億8,950万円と定めるものであります。

第4条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第5条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、予算編成方針の30ページに令和5年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、これに沿って説明してまいります。歳出から説明いたしますので、34ページをお開き願いたいと存じます。予算書において事業ごとに説明をしておりますので、説明資料につきましても同様な表示をしたところであります。説明資料につきましては予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましては省略して説明をさせていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心説明してまいります。

1款議会費は9, 719万1, 000円で、前年度と比較して644万9, 000円の増となります。

2款総務費は9億9, 434万2, 000円で、前年度と比較して2億3, 807万3, 000円の増となります。

5目財産管理費の一つ丸、財産管理に要する経費で用地確定測量等業務委託料96万6, 000円は、市有地売却に係る用地確定測量及び不動産鑑定委託料であります。同じく一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費177万円は、老朽化している車両を更新するものであります。

11目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費でインターネット関連機器更新委託料1, 897万9, 000円は、平成28年度に更新した情報系サーバー1台の保守期限が令和5年6月で7年となり、延長ができないことから、サーバーを更新するものであります。

12目電算管理費の一つ丸、電算管理に要する経費で情報システム標準化、共通化業務委託料624万8, 000円は、住民記録システムなどの情報システムを国で定めたものに標準化するためのものであり、電算システム機器購入費債務負担初年次分5万円は、総合行政情報システムについて平成29年に更新しているサーバー機器等の保守期限が令和5年9月で終了することから、更新経費を5か年の債務負担で支払いをするものであり、備品購入費338万6, 000円は基幹系パソコンとプリンターの購入費用であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費でナンバープレート作製委託料4万2, 000円は、道路交通法の一部を改正する法律により、電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車区分が新設されたため、小型ナンバープレートを作製するものであり、特別徴収税額通知電子科委託料152万6, 000円は、市道民税の特別徴収に係る通知は特別徴収義務者用のみ電子送付が可能でありましたが、個人の納税義務者に対しても要望があれば電子送付で対応しなければならないと定められたことからシステムを改修するものであり、課税資料電子化システム更新委託料217万8, 000円は、課税資料の電子化を図るため平成28年に導入したスキャナーについて経年劣化により不調が続いていることから、機器を更新するものであります。同じく一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で滞納管理委改修委託料66万9, 000円は、令和5年9月でシステムの保守期限が終了することから、システムを更新するものであります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で戸籍システム改修委託料436万7, 000円は、戸籍及び戸籍の附票の読み仮名記載に対応するため、システムを改修するものであります。

2目知事・道議選挙費の二重丸、知事、道議選挙の執行に要する経費774万、3目市長・市議選挙費の二重丸、市長、市議選挙の執行に要する経費2, 985万8, 000円は、4月に実施される各選挙の執行に要する経費であります。

次に、3款民生費は20億7,886万8,000円で、前年度と比較して3,378万5,000円の減となります。

1目社会福祉総務費で二重丸、福祉医療システムに要する経費38万5,000円は、重度、ひとり親、乳幼児等医療費助成事業の資格申請時や年次更新時に所得や課税区分の判定が必要であることから、転入者等への提出を求めている所得課税証明書について受給者の利便性の向上のため、マイナンバーを利用した情報連携により他市町村から情報を取得できるようシステムを改修するものであります。

2目障害者福祉総務費の一つ丸、障害者福祉システムに要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料29万7,000円は障害者福祉システムの情報システムを国で定めたものに標準化するためのものであり、同じく二重丸、障がい福祉計画策定に要する経費52万6,000円は障害者総合支援法により策定が義務づけられている障害福祉サービスの提供体制の確保や必要量の見込みを定める第7期砂川市障がい福祉計画を策定するものであります。

6目老人福祉費の二重丸、医療・介護連携強化事業に要する経費118万8,000円は、介護、医療、予防、住まい、生活支援を切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、市立病院の医療情報などを市内外の医療機関及び介護事業所等で共有し、在宅医療、介護連携の推進を図るもので、インボイス制度に対応するため、介護保険特別会計から一般会計へ移行するものであります。

1目児童福祉総務費の一つ丸、母子父子福祉に要する経費で児童扶養手当システム改修委託料26万2,000円は、マイナンバーを活用した情報連携を行うためのデータ標準レイアウトが改正されたことに伴い、システムを改修するものであり、同じく二重丸、結婚新生活支援補助金450万円は、39歳以下の新婚世帯に新生活の初期費用である住宅賃借料や引っ越し費用について1世帯当たり最大30万円を補助し、将来を担う世代の結婚を支援するものでありますが、本年度より所得要件を世帯所得400万円から500万円に緩和するとともに、夫婦とも29歳以下の若年世帯には1世帯当たり最大60万円の補助をするとするなど、制度の拡大を図るものであります。

4目子育て支援費の二重丸、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費349万2,000円は、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられている子ども・子育て支援事業計画について小学生及び未就学児のいる世帯に対し教育、保育の利用状況及びニーズ量を把握するためのアンケート調査を実施し、第3期計画を策定するものであり、同じく二重丸、出産・子育て応援事業に要する経費506万3,000円は、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、妊婦、出産、子育てに係る一貫した支援や相談と併せて出産育児関連費用の負担軽減を図るため、妊娠届出や出生後に保健師との面談を行った妊婦などに対し給付金を支給するための令和5年10月から6年3月までの事業費であります。

1目生活保護総務費の一つ丸、生活保護事務に要する経費で情報システム標準化・共通化業務委託料33万円は生活保護システムの情報システムを国で定めたものに標準化するためのものであり、健康管理システムデータ収集分析委託料275万円は、多くの生活保護受給者が健康上の課題を抱えている、または健康の保持、増進に向けた諸活動が低調である状況を踏まえ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うため、健康管理のデータを収集の上、分析するものであり、同じく二重丸、医療扶助オンライン資格確認データ連携に要する経費499万9,000円は、医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を図るため、健康保険証に代わるマイナンバーカードの利用や社会保険診療報酬支払基金や医療機関をオンラインで結ぶ医療扶助資格確認データの連携に必要なシステムを改修するものであります。

次に、35ページ、4款衛生費は6億3,016万1,000円で、前年度と比較して7,927万7,000円の減となります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料42万5,000円は地域保健健康増進法の調査票の改正に伴うシステム改修費用であり、情報システム標準化・共通化業務委託料100万3,000円は健康管理システムを国で定めたものに標準化するためのものであります。

3目母子保健費の二重丸、産後ケア事業に要する経費20万1,000円は、出産後1年以内の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、産後の母子を対象とした退院の延長や退院後のショートステイ、デイサービスについて市立病院へ事業委託し、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行うための経費であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で浸出水処理施設処理室動力制御盤更新工事費420万2,000円は、設備の老朽化に伴い、更新工事を行うものであります。

5款労働費は1,290万9,000円で、前年度と比較して19万6,000円の減であります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費68万4,000円は、市内企業の魅力発信を行うとともに、若者のキャリアデザインの推進をすることで雇用創出を図り、地元での就職につながる環境づくりを推進するもので、新入社員向け研修会やジョブスター事業の講師謝礼、子育て世帯向け企業情報チラシの作成などを行うものであります。

6款農林費は7,077万7,000円で、前年度と比較して5,205万7,000円の減となります。

1目農業委員会費の一つ丸、農業委員会の運営に要する経費で事務補助員報酬90万8,000円は、農業委員会で実施する農地法に基づく農地利用最適化交付金事業を担う事務補助員に係る経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、新規就農育成支援事業に要する経費で新規就農者支援事業補

助金105万円は、新規就農者に対し、農用地の賃借料及び農業用機械購入費の一部を補助するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金687万5,000円は、タマネギは収穫量や品質などに天候が影響するものであり、北光袋地地区はかん水体制が整備されておらず、干ばつに対応できないことから、道営事業を活用した整備を推進するための負担金であります。

1目林業振興費の二重丸、森林経営管理に要する経費472万7,000円は、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を図るため、森林環境譲与税の基金への積立てと事務経費であります。

7款商工費は1億4,894万円で、前年度と比較して4億6,141万2,000円の減となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で商業街路灯無電柱化工事費補助金436万円は、国道12号線の共同溝工事に伴い、工事対象区間にある各商店会が管理する商業街路灯への電線を地中から引く工事を実施する各商店会に対し、工事費用を全額補助するものであります。同じく一つ丸、商工業金融対策に要する経費で保証融資利子補給交付金（緊急対策分）432万1,000円は、コロナ禍において経営等が困難となるなど影響を受けている市内事業者に対し経営支援を実施するもので、終息が見通せない中、今後においても経営が困難になることが予想されることから、緊急対策として運転資金の保証融資に係る利子及び保証料について全額を交付するための経費であり、制度融資預託金（緊急対策分）1,000万円はこの緊急対策分の制度融資に必要な金融機関への預託金であります。同じく一つ丸、地域おこし協力隊に要する経費で地域おこし協力隊員報酬1,332万円は、商業者等の情報発信、商店街等の回遊の促進、観光振興の促進、まちなか集客施設SUBACOの運営のための4名に地域ブランドを定着させ、商店街振興を行うため2名を加え、活動を行うためのものであります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費65万9,000円は、本年度開催する東京砂川会総会の開催経費であります。

4目活性化プラザ費の一つ丸、活性化プラザの管理に要する経費で管理委託料858万1,000円は、ハイウェイオアシス館の冷暖房設備や平成3年の開館以来改修、修繕を行っていないことから、活性化プラザ分の改修工事費用を加えて負担するものであります。

5目駅前地区整備事業費の二重丸、駅前地区整備事業費17万8,000円は、駅前地区にぎわいと新たな活力を生み出す施設の建設工事着手に向けた事務的経費であります。

次に、36ページ、8款土木費は9億6,886万8,000円で、前年度と比較して4億1,333万1,000円の減となります。

2目道路橋梁維持費で二重丸、道路橋梁の修繕工事費3,315万7,000円は、東豊沼橋修繕工事、南4号橋修繕工事、北5丁目通り跨線橋照明修繕工事であります。同じ

く一つ丸、除排雪に要する経費で除雪車運行管理システム保守点検等委託料275万円は、令和4年度に導入した除雪車に設置するG P S端末から位置情報や稼働時間を自動で取得、集積する運行管理システムの保守点検等に係るものであります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費1億7,035万9,000円は、記載のとおり改良舗装工事3路線、測量設計委託2件、街路灯設置等工事であります。

1目河川費の一つ丸、河川の維持管理に要する経費で石山川排水施設改修工事負担金41万2,000円は、北海道が石山川総合流域防災工事に併せて行う市が所有する道路排水施設の改修工事の負担金であります。

1目都市計画総務費の二重丸、JR砂川駅設備改善事業に要する経費14万9,000円は、JR砂川駅を高齢者や障がい者をはじめとする市民が安全かつ快適に利用できるよう、東口整備に向けた協議、検討を引き続き進めるほか、ホーム待合室の維持管理を行うものであります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で公園施設長寿命化計画策定委託料2,130万円は、公園施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進のため、公園施設長寿命化計画について令和5年度で計画期間を終了することから、次期計画を策定するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で宮川中央、北光団地建材アスベスト調査委託料104万5,000円は、法により建物の解体や内部改修等を行う際、人体に影響のある石綿成分が含まれていないか事前調査することが義務づけられているため、改修予定である宮川中央団地、北光団地について調査を行うものであり、宮川西団地耐力度調査委託料99万円は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限が経過している宮川西団地について今後も使用可能か判断するため、耐力度調査を実施するものであり、公営住宅管理システム更新委託料253万円は令和5年度中にシステムの保守期限が終了することから更新するものであり、三砂ふれあい団地集中給油システム更新工事費245万3,000円は給油システムの耐用年限に伴う更新工事費であります。同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で宮川中央、北光団地建材アスベスト調査委託料115万円は市営住宅と同様に改修予定の宮川中央団地、北光団地について調査を行うものであり、北光団地屋根、外壁改善工事費9,196万円は屋根、外壁改修工事により長寿命化を図るものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいの推進事業に要する経費6,690万円は、定住促進とまちなか居住への誘導及び良質な住宅ストック形成、地元企業の利用促進を目的とした高齢者の住宅の安全対策改修工事に係る高齢者等安心住まいの住宅改修補助金、主に改修工事に対する永く住まいの住宅改修補助金、新築、中古住宅の購入に係るまちなか住まいの等住宅促進補助金、空き家等の解消を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然

エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費 1, 601万7, 000円は、住み替えや移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、移住促進補助金、子育て世帯や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金、市内の医療機関や介護施設等に勤務する医療、介護従事者の住宅購入に補助する医療介護従事者移住定住促進補助金などであります。

9款消防費は4億6, 058万9, 000円で、前年度と比較して4, 636万7, 000円の増となります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で備蓄品購入費 53万8, 000円は賞味期限が迫る非常用食料品を購入するものであります。

次に、37ページ、10款教育費は8億5, 589万8, 000円で、前年度と比較して7, 050万3, 000円の増となります。

2目事務局費の二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費 93万1, 000円は、統合準備委員会及び小中一貫教育推進委員会を引き続き設置し、適正配置等に必要な具体的事項の調査研究を行うための経費であります。

3目義務教育学校建設事業費の二重丸、義務教育学校建設事業費 2億851万円は、令和8年度に開校予定の義務教育学校を建設するための基本設計、実施設計委託の継続事業第2年次分及び開発行為許可申請に係るものであります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費 587万7, 000円は、北光小学校の複式学級に児童の学習をサポートする支援員2名を配置する経費であります。同じく二重丸、社会科副読本に要する経費 161万5, 000円は、小学校第3、4学年を対象とした社会科の授業で市の歴史等を学ぶために必要な社会科副読本「つながわ」を改訂するものであります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で空調設備学校間移設工事費 125万4, 000円は、中学校の統合に伴い砂川中学校第3学年を4学級とすることから、空量設備が未設置の教室に使用しなくなった石山中学校の空調設備を移設するものであります。同じく二重丸、スクールバスの運行管理に要する経費 2, 843万8, 000円は、石山中学校区の生徒への通学支援としてスクールバス3台により3経路の運行を行うためのものであります。

2目中学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費 201万6, 000円は、砂川中学校において第3学年を4学級とし、行き届いた指導体制を確保するため、時間講師を任用するものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で給食パン、米飯運搬委託料 328万4, 000円は、学校給食の米飯が市内事業者の撤退により調達ができなくなることから、奈井江町の事業者が調達した米飯を市内小中学校まで運搬するためのもので

あります。同じく、受変電設備改修工事費 166万1,000円は、開設当初から使用している受変電設備が更新時期を迎えると、経年劣化による停電事故を未然に防ぐための改修をするものであります。

11款公債費は13億9,354万8,000円で、前年度と比較して8,671万9,000円の増となります。

12款諸支出金は33億7,765万5,000円で、前年度と比較して6,431万7,000円の減となります。増減につきましては、1目国保会計繰出金は566万9,000円の減であり、2目下水道会計繰出金は416万3,000円の減であり、3目病院会計繰出金は6,850万8,000円の減であり、4目介護保険会計繰出金は909万9,000円の増であり、5目後期高齢者医療会計繰出金は816万1,000円の増であります。

13款職員費は14億25万4,000円で、前年度と比較して1,873万6,000円の減となります。

1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費で給料1,249万7,000円の減、職員手当等で151万2,000円の増、共済費で769万5,000円の減、災害補償費で5万6,000円の減であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、戻っていただき、30ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は19億7,239万4,000円で、前年度と比較して694万1,000円の増となります。主な要因につきましては個人市民税で1,720万2,000円の増、法人市民税で452万円の減、固定資産税で1,005万1,000円の減、軽自動車種別割で223万7,000円の増、市たばこ税で224万1,000円の増であります。

6款法人事業税交付金は2,994万円で、前年度と比較して712万6,000円の増となります。

7款地方消費税交付金は4億8,100万円で、前年度と比較して2,200万円の増となります。

次に、31ページ、11款地方交付税は52億7,200万円で、前年度と比較して1億6,700万円の増となります。地方財政対策では前年度比3,073億円の増額が示されているところであり、普通交付税は前年度実績から包括算定経費の3.5%の増など国で示した推計伸び率に起債償還分を加え、さらには臨時財政対策債振替額を国で示した伸び率を基に前年度実績からマイナス33.9%と推計し、基準財政需要額は2億1,167万1,000円の増額と見込み、基準財政収入額は地方消費税交付金の増などにより4,467万1,000円の増額と見込み、普通交付税で差引き1億6,700万円の

増と見込んだところであります。

13款分担金及び負担金は1億4,718万5,000円で、前年度と比較して1,238万4,000円の減であり、2目教育費負担金で学校給食事業費負担金の給食センター設備改修等工事費の減に伴う1,113万円の減が主なものであります。

14款使用料及び手数料は3億5,369万円で、前年度と比較して640万7,000円の増であり、市営住宅使用料772万7,000円の増が主なものであります。

次に、32ページ、15款国庫支出金は11億991万9,000円で、前年度と比較して2億5,595万4,000円の減となります。主な要因につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費1,697万8,000円の皆減による衛生費国庫負担金の廃目、1目土木費国庫補助金で道路メンテナンス事業費3,760万円の減、2目教育費国庫補助金でへき地児童生徒援助事業費1,125万円の皆減、4目総務費国庫補助金で地方創生臨時交付金事業費1億1,507万3,000円の皆減、5目衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費3,988万円の皆減、空き家対策総合支援事業費4,573万9,000円の皆減による商工費国庫補助金の廃目であります。

16款道支出金は5億4,400万6,000円で、前年度と比較して3,450万2,000円の減となります。主な要因につきましては、3目農林費道補助金で農業奨励費3,293万6,000円の減、1目総務費道委託金で知事・道議選挙費774万円の皆増、参議院議員選挙費1,644万4,000円の皆減であります。

次に、33ページ、19款繰入金は9億4,116万7,000円で、前年度と比較して2,053万6,000円の増となります。主な要因につきましては、財政調整基金繰入金で2億2,846万6,000円の増、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金5,529万7,000円の減、社会福祉事業振興基金繰入金7,484万6,000円の減、廃目となる庁舎整備基金繰入金7,310万円の皆減であります。

22款市債は5億8,950万円で、前年度と比較して5億9,690万円の減となります。主な要因につきましては、1目土木債で1,990万円の減、2目過疎対策事業債で3億7,320万円の減、3目臨時財政対策債で7,610万円の減、4目緊急防災・減災事業債で6,980万円の減、5目緊急自然災害防止対策事業債で1,710万円の減、廃目となる公共施設等適正管理推進事業債で4,100万円の皆減であります。

以上が歳入でありますが、予算書の270ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時14分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

議案第8号の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 河原希之君 (登壇) 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和5年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の285ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億5,458万1,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。310ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比191万3,000円の減は、主に一般管理事務に要する経費の保守点検委託料の減によるものであります。なお、国保事業共同電算化に要する経費のうち、アンダーラインを付してあります備品購入費99万円は、令和6年4月より稼働予定の次期国保総合システム動作保証対象となるOSが搭載されているパソコン及びプリンターを購入する経費であります。

314ページをお開き願います。3項1目特別対策事業費で対前年度比68万5,000円の増は、主に収納率向上対策に要する経費のうち、アンダーラインを付しております滞納管理システム改修委託料の増によるもので、令和5年9月でシステムの保守サポート期間が終了することから、システムを更新するものであります。

316ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年度比7,500万円の減、2項1目高額療養費で対前年度比820万円の減は、それぞれ令和4年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

320ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年度比361万2,000円の増は、本年1月に北海道が行った令和5年度国保事業費納付金本算定により全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数、所得及び医療費等の状況に応じて案分した金額であります。

324ページをお開き願います。5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前年度比200万2,000円の増は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、健診委

託料の増及びアンダーラインを付しておりますデータヘルス計画策定支援業務委託料の増によるもので、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とする第3期国民健康保険保健事業実施計画及び第4期特定健康診査等実施計画を一体的な計画として策定するための経費であります。

328ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年度比18万円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出でありますが、歳入につきましては289ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は1億9,521万8,000円で、対前年度比740万2,000円の減であり、主に被保険者数の減による所得割、均等割の減によるものであります。

2款国庫支出金は77万5,000円で、事業費補助金でデジタル基盤改革支援事業費及び出産育児一時金補助金の皆増によるものであります。

3款道支出金は15億8,337万円で、対前年度比7,139万2,000円の減であり、主に保険給付費減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減、保険給付費等交付金特別交付金のうち、特別調整交付金及び都道府県繰入金の増によるものであります。

4款財産収入は95万円で、対前年度比18万円の増であり、基金運用による利子の増によるものであります。

5款繰入金は1億7,212万8,000円で、対前年度比157万6,000円の減であり、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分の減及び国保基金繰入金の増によるものであります。

7款諸収入は213万9,000円で、対前年度比87万円の増であり、1項8目雑入のうち、特定健康診査等負担金の皆増によるものであります。

以上が歳入でありますが、予算書の338ページから345ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和5年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の411ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億197万6,000円と定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。428ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比240万1,000円の減は、主に前年度に実施した後期高齢者医療システム機器更新委託料199万2,000円の減によるものであります。

430ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比1,755万6,000円の増は、主に保険料分負担金及び療養給付費分負担金の増によるものであります。

432ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年度比71万3,000円の増は、一つ丸、健康診査事業費の後期高齢者健康診査委託料の増及び一つ丸、保健・介護一体的実施推進事業費の事業全体の企画調整等を行う医療専門職の人件費の増によるものであります。

以上が歳出ですが、歳入につきましては415ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億4,574万9,000円で、対前年度比767万2,000円の増であり、主に被保険者数の増によるものであります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は58万円で、対前年度比34万9,000円の減であり、主に特別調整交付金の皆減によるものであります。

3款繰入金は4億4,267万5,000円で、対前年度比816万1,000円の増であり、主に一般会計繰入金のうち、療養給付費分繰入金の増によるものであります。

5款諸収入は1,297万1,000円で、対前年度比41万6,000円の増は、健診査事業及び保健・介護一体的実施推進事業に伴う受託事業収入の増によるものであります。

以上が歳入ですが、予算書の440ページから445ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第9号 令和5年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の347ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億4,759万8,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用することができると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。374ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費の二重丸、事業計画策定に要する経費635万9,000円は、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間とする第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に要する経費であります。

380ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年度比2,468万円の増は、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の前年度利用実績に基づくものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年度比1,916万円の増は、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の前年度利用実績に基づくものであります。

390ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で対前年度比1,585万6,000円の減は、前年度利用実績に基づくものであります。

以上が歳出ですが、歳入につきましては353ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億2,808万1,000円で、対前年度比94万9,000円の増は、第1号被保険者のうち、所得階層の高い被保険者数の増によるものであります。

2款分担金及び負担金は26万4,000円で、対前年度比94万円の減は、医療・介護連携強化事業費負担金をインボイス制度に対応するため、介護保険特別会計から一般会計へ移行することに伴う減によるものであります。

3款国庫支出金5億1,850万2,000円で対前年度比1,192万1,000円の増、4款支払基金交付金5億318万5,000円で対前年度比840万9,000円の増、5款道支出金2億8,954万2,000円で対前年度比504万6,000円の増は、いずれも保険給付費の増に伴う負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入65万1,000円は、基金運用利息であります。

7款繰入金3億736万4,000円で対前年度比1,196万8,000円の増は、保険給付費の増に伴い、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金が増えたことなどによるものであります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

以上が歳入ですが、予算書の408ページ及び409ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) 議案第11号 令和5年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は、処理区域面積823ヘクタール、年間有収水量137万3,000立方メートルと予定したところであります。個別排水処理施設事業は、年間有収水量2万6,139立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業4,76万8,000円、個別排水処理施設整備事業1,441万円と予定したところであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は7億6,747万4,000円、下水道事業費用は5億4,279万8,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は9,384万5,000円、資本的支出は4億3,274万2,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,889万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額534万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,026万8,000円及び当年度利益剰余金処分額1億5,328万5,000

円で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を6,770万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額は3億円と定めるものであります。

3ページを御覧願います。第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費3,205万1,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億7,251万7,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち1億5,328万5,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続きまして、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明を申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。初めに、収益的収入ですが、1款下水道事業収益、1項営業収益は、前年度より534万2,000円減の4億3,480万4,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目下水道使用料は汚水排水量の減に伴い、前年度より533万円減の3億6,523万8,000円、2目雨水処理負担金は雨水処理に要する経費の減少に伴い、前年度より1万2,000円減の6,956万6,000円を予定したところであります。

次に、2項営業外収益は、前年度より204万2,000円減の3億3,267万円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に2目他会計補助金は汚水処理に要する経費などの減少に伴い、前年度より127万9,000円減の1億7,251万7,000円、3目長期前受金戻入は償却資産の減に伴い、前年度より76万6,000円減の1億6,004万7,000円を予定したところであります。

6ページをお開き願います。次に、収益的支出ですが、1款下水道事業費用、1項営業費用は、前年度より987万6,000円増の5億126万円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に1目管渠費は管渠修繕清掃等業務委託料の増加などに伴い、前年度より102万2,000円増の3,311万3,000円、3目流域下水道管理費は令和5年度より水量負担単価が1立方メートル当たり29円から31円に増額となったことなどによる石狩川流域下水道組合負担金の増加に伴い、前年度より181万3,000円増の6,501万4,000円、8ページをお開き願います。5目総係費は中空知広域水道企業団の水道料金システム更新に係る使用料算定等事務委託負担金の増

加などに伴い、前年度より 852万8,000円増の4,028万4,000円、6目減価償却費は無形固定資産の一部が減価償却を終了したことなどに伴い、前年度より 224万5,000円減の3億4,031万5,000円を予定したところであります。

10ページをお開き願います。2項営業外費用は、前年度より 566万円減の4,048万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費は、過去に借り入れた起債の償還完了と利率見直し方式で借り入れた起債の利率変更に伴い、前年度より 628万3,000円減の2,184万9,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は、前年度と同額の5万円を予定したところであります。

次に、4項予備費は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

12ページをお開き願います。次に、資本的収入であります、1款資本的収入、1項企業債は、下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の増に伴い、前年度より 2,650万円増の6,770万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は、企業債償還金の減に伴い、前年度より 287万2,000円減の909万9,000円を予定したところであります。

次に、3項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の増加に伴い、前年度より 1,220万円増の1,570万円を予定したところであります。

次に、4項分担金及び負担金は、個別排水処理施設分担金及び下水道受益者負担金の増加に伴い、前年度より 7万9,000円増の105万6,000円を予定したところであります。

次に、5項長期貸付金収入は、前年度と同額の29万円を予定したところであります。

14ページをお開き願います。次に、資本的支出であります、1款資本的支出、1項建設改良費は、前年度より 3,560万6,000円増の8,789万1,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目公共下水道整備事業費は交付金事業として公共下水道施設資材単価調査業務委託及び公共下水道管渠点検委託を行うほか、北光1号マンホールポンプ改築工事を行うものであり、前年度より 2,363万9,000円増の4,476万8,000円、2目流域下水道整備事業費は北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の増による流域下水道整備工事負担金の増額に伴い、前年度より 1,124万1,000円増の2,871万3,000円、3目個別排水処理施設整備事業費は合併処理浄化槽設置工事費の増額に伴い、前年度より 72万6,000円増の1,441万円を予定したところであります。

次に、2項企業債償還金は、過去に借り入れた起債の償還完了などに伴い、前年度より 2,854万8,000円減の3億4,385万1,000円を予定したところであります。

次に、3項長期貸付金は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

16ページ以降は財務諸表など予算に関する資料でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第12号 令和5年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、業務量の予定であり、病床数は498床、年間患者数は入院を14万4,828人、外来を23万1,283人とし、1日平均患者数は入院を396人、外来を952人としたところであります。主要な建設改良事業は、1として院舎改修事業、2として医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は147億1,245万5,000円、病院事業費用は156億7,637万3,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は10億7,660万7,000円、資本的支出は16億7,294万9,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,634万2,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、債務負担行為であり、医療機械器具整備について令和5年度から令和6年度までの期間で限度額を2億4,860万円と定めるものであります。これは、現在使用している血管造影エックス線撮影装置であり、平成22年に購入し、経年により交換部品の供給が終了するため、令和6年度の早い時期に稼働できるよう更新を図るものであります。なお、本装置は発注から納品、稼働まで6か月程度を要するものであります。

第6条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を6億8,820万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

3ページ、第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費81億8,723万7,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の重要パラメーター付多項目モニターベッドサイドモニター一式以下、記載のとおりとするものであります。

4ページをお開き願います。収益的収入でありますが、1款病院事業収益、1項医業収益は、前年度より6億8,612万8,000円増の132億9,354万9,000円

を予定したところであります。内訳といたしましては、1目入院収益で5億4, 550万3, 000円増額、1人当たりの診療単価では3, 070円減の6万4, 130円、2目外来収益で1億5, 831万3, 000円増額、1人当たりの診療単価では687円増の1万6, 092円、3目その他医業収益で1, 768万8, 000円減額を予定したものであります。

2項医業外収益は、前年度より3, 223万円増の13億2, 633万4, 000円を予定したところであります。内訳といたしましては、2目補助金で422万8, 000円増額、6ページをお開き願います。3目負担金交付金で市からの繰入金が357万円増額、5目長期前受金戻入で償却資産の財源としての補助金及び寄附金が増加したことにより2, 558万1, 000円増額を予定したものであります。

3項看護専門学校収益は363万4, 000円減の7, 131万3, 000円、4項院内保育事業収益は61万9, 000円減の2, 095万9, 000円を予定したものであります。

8ページをお開き願います。5項特別利益は、前年度同額の30万円を予定したものであります。

10ページをお開き願います。収益的支出でありますが、1款病院事業費用、1項医業費用は4億8, 357万円増の153億7, 267万7, 000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目給与費で主に職員数の増に伴い1億7, 517万5, 000円増額、12ページをお開き願います。2目材料費で医業収益の増加に伴い1億2, 868万8, 000円増額、3目経費は燃料調整単価の上昇や原油価格高騰に伴う光熱水費や燃料費、修繕費の増、委託費において最低賃金の上昇等に伴い1億1, 823万3, 000円増額、16ページをお開き願います。4目減価償却費で4, 290万4, 000円の増額、5目資産減耗費で2, 584万5, 000円増額、6目研究研修費で727万1, 000円減額を予定したものであります。

18ページをお開き願います。2項医業外費用178万2, 000円の減額は、主に1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の減に伴い172万円減額を予定したものであります。

3項看護専門学校費用は2, 047万円の増額で、1目給与費で教員の増員により1, 468万8, 000円の増額、20ページをお開き願います。2目経費で578万2, 000円増額を予定したものであります。

22ページをお開き願います。4項院内保育事業費用は14万6, 000円の増額を予定したものであります。

5項特別損失においては5, 470万4, 000円の減額で、主に令和4年度予算計上した3年に1回の退職手当組合事前負担金の精算が今年度は発生しないことによるものであります。

26ページをお開き願います。資本的収入であります、1項企業債、医療機械器具整備事業に係る借入予定額で2億5, 230万円の減額、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で66万円の減額、3項出資金は1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元金償還金の増に伴い6, 861万7, 000円の減額を予定したものであります。

28ページをお開き願います。資本的支出であります、1項建設改良費は1目院舎改修費で中央監視システムの更新を図るもので、2目資産購入費は重要パラメーター付多項目モニターベッドサイドモニターなどの医療機械器具の整備を図るものであり、8億222万2, 000円を予定したところであります。資産購入費につきましては、附属説明資料を添付しておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

2項企業債償還金は1目元金償還金において9, 493万7, 000円の減額、3項投資は1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うもので6万円の減額を予定したものであります。

30ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 増山裕司君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○副議長 増山裕司君 お諮りします。

3月9日は、議案調査等のため本会議を休会にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、3月9日は休会することに決定しました。

◎散会宣告

○副議長 増山裕司君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時49分